

6. 地域特性を活かした緑地の配置と緑化重点地区の指定

本市の緑の地域特性に即したテーマを設定し、緑地ゾーンとして整備を推進します。また、緑の少ない中心市街地においては、重点的に緑化を推進する地区として指定し、積極的に緑化を推進します。

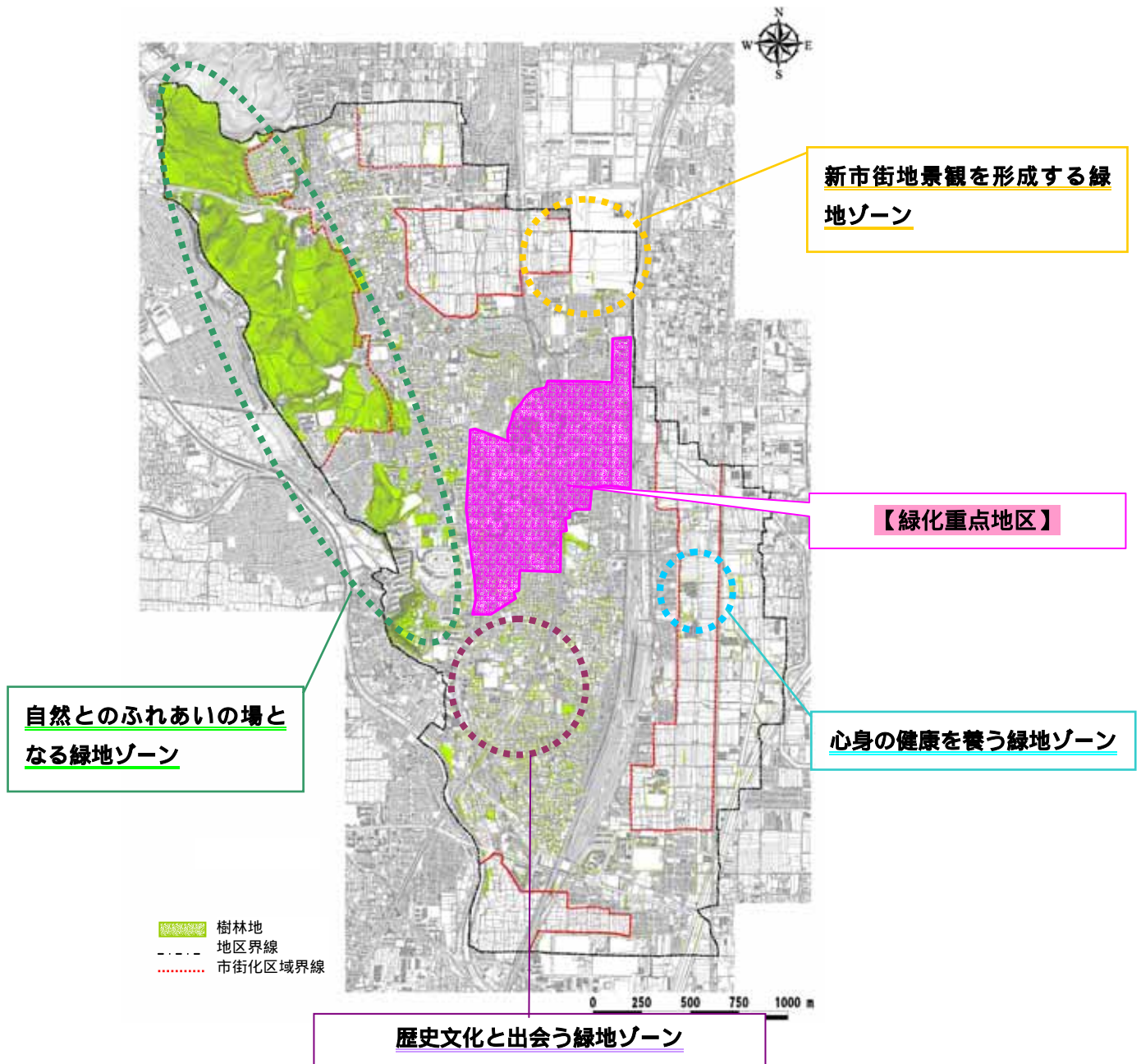


図 12 地域特性を活かした緑地の配置と緑化重点地区の指定

(1)自然とのふれあいの場となる緑地ゾーン

【基本的な考え方】

本市の緑のシンボルとなっている西ノ岡丘陵を将来にわたって市民の緑の財産として保全・活用するために、西ノ岡丘陵の保全整備の手法を検討し、市民との協働事業として推進します。

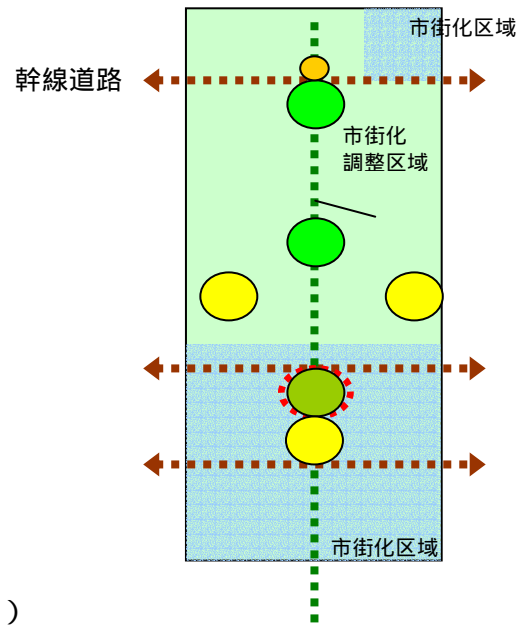
【西ノ岡丘陵の範囲】

西ノ岡丘陵は、地形的には、北は物集女地区西部の竹林から南は向日町地区に至るまでの約3.5kmにおよびます。南部は市街化区域に含まれていることから、緑地は分断されているものの、周囲の市街地に比べると標高が高く、緑の存在が周囲からも視認されやすい条件となっています。したがって、この南端部までの全域を西ノ岡丘陵とし、緑地の保全はもとより緑化の観点（緑の丘陵地の復元）も踏まえた計画とします。

【緑地の区分】

西ノ岡丘陵は、多くは竹林で占められるものの、詳細にみると様々な環境要素が混在しており、その特性に応じた緑地保全・整備の考え方が必要となることから、現状の特性および将来ビジョンも踏まえ、以下のような緑地の区分を行います。

- たけのこ生産地として維持管理する区域
- 水辺景観や眺望性を活かした利用拠点
(主池・行者池周辺、新池・弁天池周辺)
- 優れた自然環境の保全を基調とした利用拠点
(はり湖池周辺)
- 利用者へのサービス拠点
(竹の径観光拠点施設)
- 丘陵地の自然を巡る散策道
(竹の径)
- 緑化を推進すべき市街地の区域
(竹見ヶ丘、大牧)
- 重点緑化を推進する施設区域
(物集女西浄水場、第6向陽小学校、向日市役所)



西ノ岡丘陵の緑地区分図

とくに、の区域では、本市の数少ない自然緑地である西ノ岡丘陵の中でも水辺環境を代表するはり湖池周辺を市民の自然と親しめる緑地拠点として、特別緑地保全地区の指定を行い良好な自然環境の保全に努めるとともに、市民緑地制度等を導入し、最小限必要となる散策道や休憩施設等を確保します。

【緑地の区分別保全整備手法の検討】

緑地の区分	保全整備手法
たけのこ生産地として維持管理する区域	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区指定の継続と一部拡大 ・緑地保全地域の指定 ・農業振興地域整備計画に基づく農地としての継続と必要な基盤整備等 ・市民参加、市民団体等のボランティア的管理活動の促進 ・竹材市場の拡大・開発による竹林管理の促進
水辺景観や眺望性を活かした利用拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・市民緑地制度の活用 ・借地公園制度の活用
優れた自然環境の保全を基調とした利用拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区の指定による地区の一体的保全 ・市民緑地制度の導入による管理体制の確保 ・市街化調整区域への逆線引きの実施
利用者へのサービス拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供や休憩場所となるほか、地域の特産品等を販売するアンテナショップ機能を持つ拠点の整備
丘陵地の自然を巡る散策道	<ul style="list-style-type: none"> ・竹の径の保全・活用
緑化を推進すべき市街地の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地協定や地区計画等の導入
重点緑化を推進する施設区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の導入 ・公共施設の緑化推進



風致地区（西ノ丘地区）の拡大

【西ノ岡丘陵における緑の総合的な保全体制づくり】

西ノ岡丘陵の緑については、地権者はもとより、行政、市民、各種市民団体、ボランティアなど、多様な組織、人がかかわっており、それぞれの立場からその保全の重要性が指摘されています。

こうしたなかで、それぞれの立場を理解し、丘陵の緑の保全・活用という観点からの共通目標の設定を行なうとともに、役割りの明確化、保有する技術・能力の活用と連携など、緑の保全を推進するための総合的な取り組み体制づくりを検討します。

(2)歴史文化と出会う緑地ゾーン

【基本的な考え方】

長岡京跡や古墳などの向日市における貴重な歴史文化資源を活用した緑地を整備します。

史跡公園や都市公園をきめ細かく確保するとともに、これらのネットワーク化を図り、全体として一体となった緑の歴史文化ゾーンを形成します。

【整備の方針】

貴重な歴史文化資源を保全するとともに、市民の憩いの場として、また向日市の歴史と緑の散策の径ネットワークの拠点ゾーンとして、歴史を身近に感じることのできる緑地の整備を推進します。

また、長岡京跡や古墳等の歴史文化資源を活用し、歴史を学びながら楽しむことのできる緑地として整備します。

【具体的な緑地整備計画】

長岡京跡の遺構を適切に保全するとともに、歴史的なイメージを彷彿させる緑地整備を行います。

公園内においては、歴史的イメージを損なわない案内板や公園灯、車止め、柵等の公園施設を配置するほか、芝生や花木を植栽します。



朝堂院公園

(3)心身の健康を養う緑地ゾーン

【基本的な考え方】

市民が緑豊かなオープンスペースにおいて、多様なスポーツや体力づくりを行うなど、心身の健康を養う緑地ゾーンとして整備します。

【緑地の整備方針】

既存の市民体育館および市民温水プールなどと一体となった公園として、基本的には市民レベルの健康・スポーツ機能を中心とした公園の実現を目指すこととし、球技、軽スポーツなど、市民だれもが気軽に利用できる健康運動を中心とした公園とします。

このため、健康運動の効果が発揮され、またヒートアイランド対策にも寄与するよう、樹木植栽を行うほか、広場空間についてもできる限り芝生化するものとします。

さらに、災害時には救援部隊の集結や救援物資の中継基地としての機能を有する公園

を目指します。

【具体的な緑地整備計画】

市民のスポーツ・健康の舞台となっている、現在の市民ふれあい広場一帯をさらに拡充し、屋外においてもスポーツ・レクリエーションが楽しめる総合的なスポーツ・健康の拠点を形成します。

整備にあたっては、体育館および、ふれあい広場の東側の市街化調整区域農地を活用し、これらと一体となった都市公園（近隣公園）として整備します。



市民ふれあい広場

(4)新市街地景観を形成する緑地ゾーン

【基本的な考え方】

北部の新市街地予定地においては、緑豊かな市街地景観の形成と防災的機能を兼ね備えた緑のオアシスとなる緑地ゾーンを形成します。

土地区画整理事業の中で公園緑地の確保を図り、植栽空間の充実と花木による修景緑化を施し、緑豊かなゾーンとします。

【緑地の整備方針】

新市街地に整備される緑地は、周囲の建物等と調和した美しい景観形成の拠点となることが求められます。このため、居住者の憩いとやすらぎの空間となるとともに、外部からの来訪者も暖かく受け入れられる広場的空間の確保を目指します。

また、中核的な緑地については、一時避難地となるなど新市街地居住者および周辺住民の防災拠点的機能を担う緑地を目指します。

【具体的な緑地整備計画】

中核的な公園1箇所のほか、身近にふれあえる小規模な公園数カ所を配置します。各公園においては、花、紅葉、果実など四季を通じて風景の移り変わりを楽しめる植物を植栽するほか、ベンチや芝生広場を整備します。

シンボルとなる公園においては、地域の防災拠点となる公園として、防災倉庫を配置するほか、避難場所として十分なオープンスペースを確保します。

(5)緑化重点地区の指定と計画の概要

本市の市街地において、とくに緑の創出が必要となる地区として『緑化重点地区』を定め、緑地の配置や緑化の基本的な考え方を整理するとともに、身近な緑地の確保および公共公益施設などに関する必要な緑化の推進施策を定めます。

地区指定の要件

以下の2つの要件に基づく指定とします。

- ・都市景観形成地区

主要駅をつなぎ市役所周辺にいたる都市軸ゾーンが該当

- ・防災機能向上地区

市街地全体が該当するが、とくに市街地中心部については避難地、避難路ともに課題の多い地区

地区の設定

具体的な地区指定の範囲については、以下の項目を参考とします。

- ・本市市街地内でもとくに樹林等の緑が少ない地区を中心に地区を指定します。(主として用途地域の第一種住居地域および近隣商業地域)
- ・まちの顔となるJR向日町駅、阪急東向日駅を含む地区を指定します。
- ・総合計画および都市計画マスタープランにおいて都市軸として重点的な整備が必要とされている区域を中心に含む区域とします。

緑地の配置および緑化の基本的な考え方

緑化重点地区の緑地配置および緑化の考え方、想定される手法は、次表に示すとおりです。

【緑化重点地区計画の概要】

規模	69.6ha
地区指定要件	都市景観形成地区（主要駅を中心とした主要動線沿線に当たる地区で快適な都市景観形成が必要な地区） 防災機能向上地区（公園緑地や広幅員道路が少なく防災対策が必要な地区）
地区の指定	本市の利用拠点であるJR向日町駅、阪急東向日駅、向日市役所一帯をつなぐ主要幹線沿線地帯。 総合計画および都市計画マスタープランにおいて、都市軸、商業業務地区として位置づけられています。
緑地の配置および緑化の基本的な考え方	市民の集散拠点となる駅周辺における花と緑のターミナル拠点の形成を目指します。 市民の身近なサテライト緑地を確保します。 駅につながる道路沿線における「花と緑の径づくり」を推進します。 緊急の避難場所や避難路に対応するオープンスペースを機動的に確保します。
緑地の配置および緑化の手法	既存公園の拡充 公共施設等と一体となった既存公園の拡充 新規都市公園の確保 公園不足地区での生産緑地等を活かした公園用地確保 ポケットパークや小規模公園の確保 花と緑の駅前整備 緑化スポットの確保や修景緑化の推進 花と緑の径づくりの推進 通勤・通学路、散策路を中心とした沿道緑化の推進 （都市軸、西国街道、その他散策路） 緊急避難空間の確保（生産緑地、都市公園、防災協力農地、市民健康農園等） 公共公益施設緑化の推進 沿道を中心とした重点的緑化の推進 商業業務地の緑化推進 沿道緑化、屋上・壁面緑化、駐車場緑化の推進 桜並木ゾーンの形成 河川用地等を活用した桜の植栽

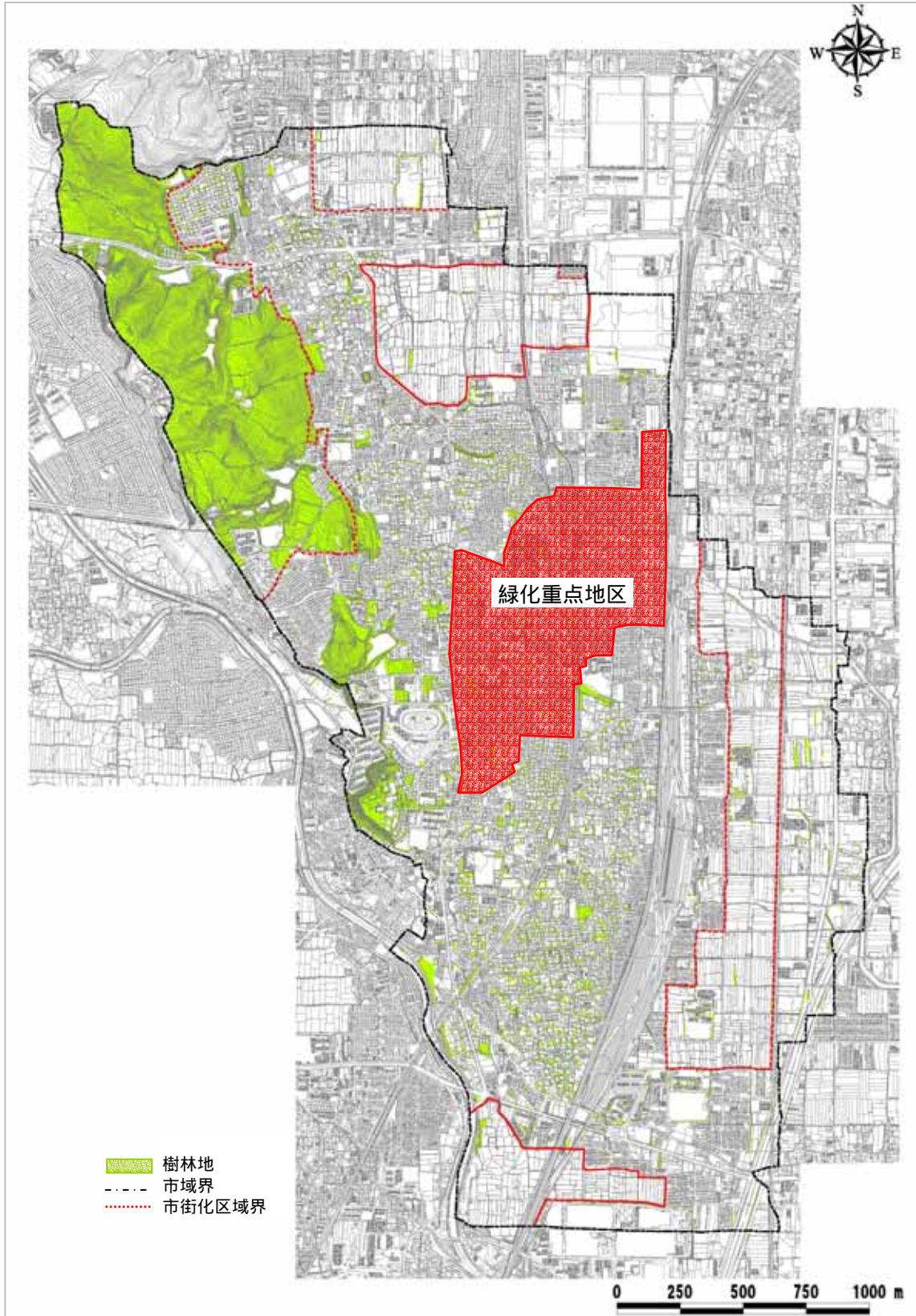


图 13 绿化重点地区位置图

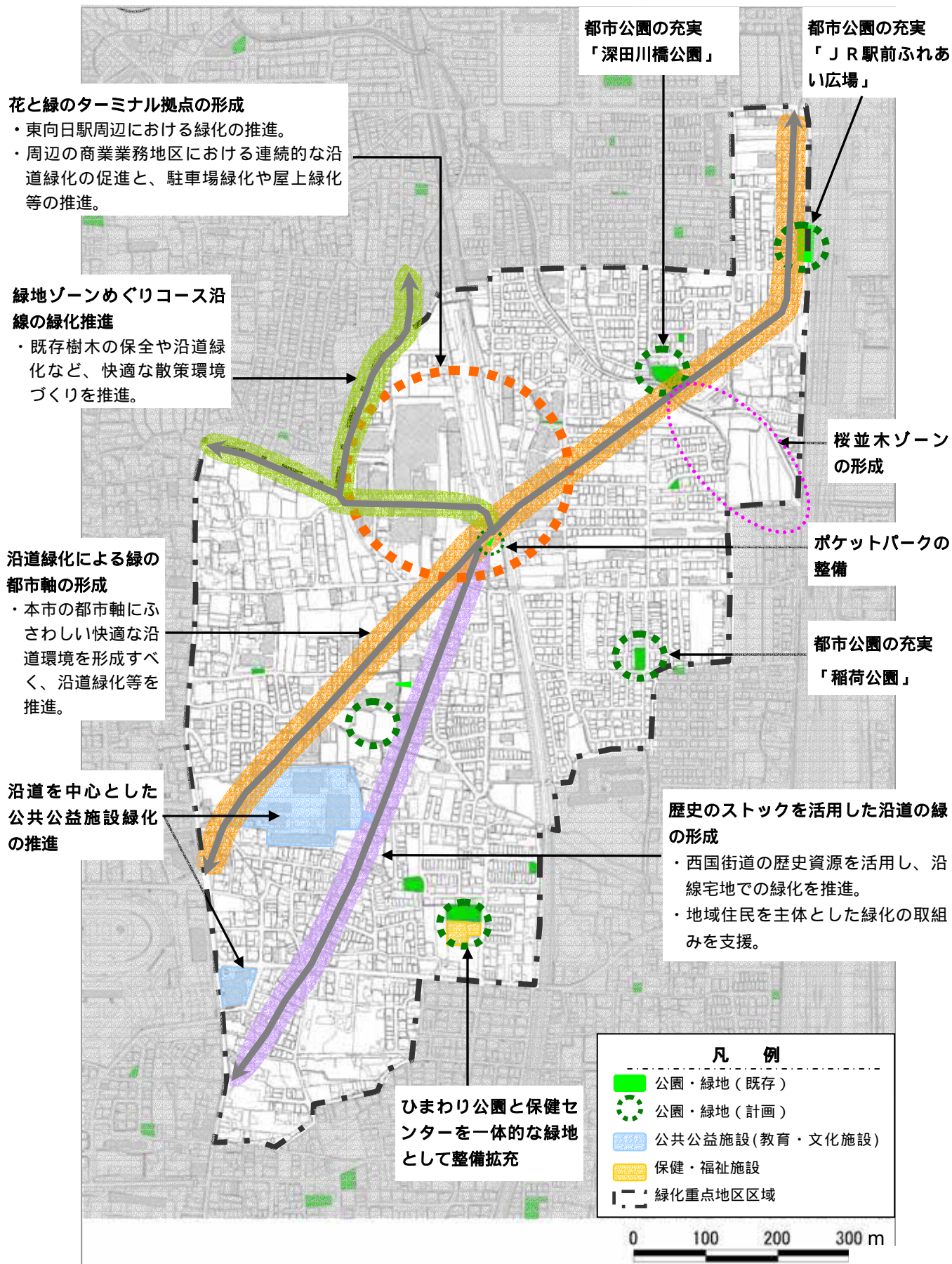


図 14 緑化重点地区計画の概要